

# ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター  
第 18 号 2003年3月

## HEADLINE

### I インドネシア司法とその改革の動向

法務総合研究所国際協力部教官

山下 輝年 …… 3頁

本年度はインドネシアとの二国間プロジェクトとして、第1回日本・インドネシア法制度比較研究セミナー(インドネシア司法関係者11人が来日し、2002年7月7日～30日の間法務総合研究所東京、大阪にて日本側専門家と両国の司法制度について広範囲なテーマにわたり比較研究)が実施され、当財団もこれに支援協力を行いました。

このプロジェクトの事前準備のため、国際協力部山下輝年教官がインドネシア司法制度全般について現地調査を行っており、これをまとめた調査研究報告書をここに掲載させていただきました。

インドネシア司法制度の実情や問題点を具体的且つ大変わかりやすく分析、整理いただきしており、法制度面からインドネシアを理解するのに格好な論文であります。

### II 第4回日韓パートナーシップ研修報告

法務総合研究所国際協力部教官

黒川 裕正 ……30頁

韓国大法院と日本法務省による民事行政を中心とした日韓パートナーシップ研修(当財団が日本側協力者として支援)は、本年度第4回を迎え、年々内容が充実したものになってきております。

今年度は「不動産登記制度及びこれに関連する不動産執行実務に関する諸問題」をテーマに両国で各10日間のセッションが実施され、この概要を国際協力部黒川裕正教官にまとめていただきました。

韓国ビジネスに関係のある方々には是非ご紹介の上、参考にしていただきたいと思います。

(注)上記 I 及び II の講義内容や資料については、研修成果物として国際協力部が保管されておりますので、ご関心の向きは当財団事務局にご連絡くだされば手配いたします。



## インドネシア司法とその改革の動向

法務総合研究所 国際協力部教官 山下 輝 年

はじめに

インドネシア司法に関するセミナーを開催すると、聴衆から必ず出る質問があります。それは、司法界の汚職に関する質問です。

国際民商事法センター（ICCLC）が平成14年2月18日にインドネシアの裁判外紛争処理（ADR）に関するセミナーを開催した際、ある聴衆は「インドネシア司法の汚職を解消するには、世代交代つまり数十年かかると言われている」と発言し、法務総合研究所が実施したインドネシア司法制度に関するセミナーでも（東京での発表会は同年7月23日と24日）、「インドネシアでの債権回収につき訴訟を提起を検討したところ、インドネシアの人から『裁判官に金を渡す覚悟がなければ訴訟を考えるな』と言われたが、それが実態か」という質問が出ていました。

当の司法関係者に尋ねるわけですから、肯定するとは思えず、考えようによっては失礼な質問でしょう。しかし、彼らの答は、「自分は贈収賄をしたことはないが、裁判官や検察官の収賄は珍しくない。」とか、「弁護士ではなく、当事者が賄賂を渡そうとする。」というものでした。この時点で、日本と実情が異なることが分かります。日本では、司法関係者に賄賂を渡して裁判を有利にしようとする人は、まず居ません。そういう意味では、裁判官や検察官の信頼は絶大です。日本の司法制度改革論議では、司法の汚職は全く問題とされず、将来に問題となるという意識すらありません。これは幸せなことです。

逆に言えば、インドネシア司法は、この意味で不幸と言うことができます。しかし、他の開発途上国はと言うと、司法の汚職があるのに、これを否定するか、「問題になるほどの件数ではない」という反応をすることがあります。このような場合には対策の立てようもありませんが、インドネシアでは少なくとも現状が明るみになっているという点で救いがあります。現状を認識しているため、改革へと動くことができます。

経済界や外交分野では、インドネシアは、資源供給ルートであるシーレーンの安全確保という背景もあって、アジア諸国の中では中国に匹敵するほど重要な国として位置づけられています。日本や日本企業のインドネシアに対する投資額や取引額は巨額に上っているため、十分な知識や情報を得ていると思います。

ところが、一般の法律家にとっては、インドネシアはあまり馴染みがなく、どのような司法制度か実は良く知られていないのが実情です。関心を引かないのも当然ですが、このレポートは、馴染みの薄い法律家がインドネシア司法の概要を把握しようとしたものです。

まず、インドネシアに関する一般情報を延べ、日本企業から見た問題点を列挙した後に、司法制度と改革の動向に移りたいと思います。

## 第1 前提情報

### 1 一般情報

インドネシア共和国	(1945年8月17日独立, 国連加盟は1950年9月)		
首都	ジャカルタ (日本との時差2時間)		
面積	1,905,000k m <sup>2</sup>	(日本 378,000k m <sup>2</sup> ,	1 : 5)
人口	2億744万人	(日本 1億2,651万人,	1 : 1.7)
GNP(一人当たり)	600米ドル	(日本 32,030米ドル,	53 : 1)
通貨	ルピア	(1米ドル=9,800ルピア=130円)	
言語	インドネシア語	(その他の地方言語多数)	
宗教	イスラム教が約9割		
その他	東西が約5,000kmに及び, 国内で時差がある(東・中・西)		

### 2 日系企業から見たインドネシア司法の問題点

#### (1) インドネシアの日系企業に関する情報

##### 日本・インドネシア関係

対インドネシア輸出	54億米ドル(2000年)
対日本輸出	144億米ドル(2000年)
日系企業数	約1000社 (企業と駐在員事務所を含む)
JJC <sup>1</sup> 会員数	中核的企業367社
投資総額	373億米ドル(1967~2000年末の対イ海外投資の15.5%)
現地雇用創出	20万人超
主要産業分野	自動車, 二輪車, 家電, 板ガラス, 繊維など (インドネシア総生産額の5~9割を占める)

#### (2) JJCによるメガワティ大統領に対する提言

2001年9月, JJCはメガワティ大統領に, 以下の要望事項と提言を書面で提出した。

##### ① 治安の維持と司法の確立

- ・信頼できる警察と裁判所の確立
- ・司法関係者のモラル向上と判決の情報公開
- ・工場周辺における近隣住民の違法な営業活動取締

##### ② 課税(賦課金)及び課税事務の適正化

- ・税の捕捉の不徹底による不公平感あり
- ・地方分権化により無秩序な課税や賦課が助長されている
- ・課税事務における法律・規則の不合理的な解釈適用(謝礼金の要求)
- ・税制の解釈や実施要領に関する苦情相談を行う中立的機関の設置

##### ③ 通関, 関税手続の迅速化と法律・運用規程の情報公開の義務付け

<sup>1</sup> The Jakarta Japan Club Foundation(ジャカルタ・ジャパン・クラブ)の略称

- ・税関担当者の見解の不一致や不当な理由による通関の停滞
- ・経済関連法全般を含めた運用規程の未整備（統一原則の整備と情報公開）
- ・規程変更時における周知期間の設定と迅速な情報公開（地方自治体を含む）

④ 労働問題の解決

- ・労使紛争の円満かつ迅速な解決のための制度確立
- ・労働関係法規制の際にはグローバルスタンダードとの調和必要
- ・行政側の専門知識の習得と一貫した政策，労働者側の労使協調への理解のための機会提供

⑤ 海外直接投資を奨励する各種優遇制度や促進の充実

- ・戦略産業への重点的優遇制度や既存企業の再投資に対する十分な優遇制度の不存在（他のアセアン諸国や中国と比較しても不十分なため，その創設）
- ・企業活動や雇用に関する許認可手続の一元的処理及び迅速化(ワン・ストップ・エージェンシー機能が望まれる)

⑥ サポートインダストリー(SI)の振興

- ・2002年のAFTAによる域内関税引下げに伴う競争環境に耐える産業活力の維持
- ・産業基盤の部品や部材産業の裾野拡大
- ・機会，電気・電子部品，部材を供給する中小企業のSI振興

⑦ 電力等エネルギーの安定供給

- ・2004年以降の電力需要を見据えた新規電源の開発促進
- ・新規電源とマッチした電力流通設備の計画推進
- ・電力流通設備の信頼性向上に基づく電気の質の向上による安定供給

⑧ 産業インフラの整備

- ・物資輸送の遅延など産業活動を阻害する要因の除去
- ・空港，港湾と生産拠点とのアクセス道路や容量の不足改善
- ・各港湾の高価な手数料により競争力弱体化（他のASEAN諸国と比較して）是正

⑨ 4大投資案件の円満な早期解決

- ・日本からの大型投資案件の解決遅延がもたらす新規投資の更なる遅延
- ・国際的な約束・合意の最大限の尊重

⑩ 国の発展を支える人材の育成

以上の要望・提言に関して，インドネシア政府側の窓口として Drs. Frans Seda 氏が大統領より指定され，JJC では，今後，提言書の項目ごとに小委員会を設けて対応していき，窓口を通じて関係大臣と調整を行っていくこととしている。

(3) 日系企業から見た司法関係諸問題

2001年9月に実施したJJC会員企業に対するアンケート調査結果をまとめている。

- ア 判決の公開がない，又は判決入手が困難である。
- イ 判決の内容が不合理又は裁判官の質が低い(破産事件，経済法に関する知識なし)
- ウ 裁判官が容易に買収される

エ 裁判が遅い（放置される）

オ 警察に取締を要請しても放置されたり、金員を要求される

日本企業が大統領に対して、上記の内容を提言するというのは、よほどのことであろう。その背景を知るためにも、司法制度がどのようになっているのかを把握する必要は高い。

## 第2 インドネシアの司法制度

### 1 序（一般情報）

#### (1) 憲法の概要

インドネシアは、1605年にオランダ植民地となり、1942年3月8日まではオランダ法の影響を受けた民法、商法、刑法など各種法典を制定し、これが適用されていたが、インドネシア固有の慣習法であるアダット法<sup>2</sup>も残存していた。その後、独立の翌日である1945年8月18日に現行憲法が制定（前文、本文37条、経過規定）されている。

その内容は、オランダ植民地への反発からか、欧米の個人主義排斥し、インドネシア流民主主義観が現れているとされ、三権分立や基本的人権の保障という概念については、不十分かつ曖昧な内容の憲法と言われている。

#### パンチャシラ（建国5原則）

インドネシアの建国精神が表すもので、1945年6月1日にスカルノが独立準備委員会で発表した演説における基本精神であり、憲法前文にも次のように規定されている。

①唯一最高神への信仰<sup>3</sup>、②公正かつ高邁な民主主義、③インドネシアの統一、④合議制と代議制により指導される民主主義、⑤全インドネシア人のための社会正義の実現

#### (2) 憲法の誕生から現在までの変遷

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| ① 1945年8月18日～1949年1月27日  | (1945年憲法)    |
| ② 1949年12月27日～1950年8月17日 | (連邦共和国暫定憲法)  |
| ③ 1950年8月17日～1959年7月5日   | (1950年暫定憲法)  |
| ④ 1959年7月5日～現在           | (1945年憲法へ復帰) |

ただし、近年、現行憲法は3回にわたり改正されている<sup>4</sup>。

1999年10月19日（第1次改正）→主として大統領の権限を制限

2000年8月18日（第2次改正）→主として基本的人権と地方自治規定を追加

2001年11月9日（第3次改正）→主として大統領の権限制限と地方自治規定の

---

<sup>2</sup> アダット法の父と呼ばれる Van Vollenhoven によれば、最低17の慣習法があり、その内容はそれぞれ異なることされている。しかし、いずれにも共通する四つの特徴（下記のとおり）があるとされているが、近代法導入以前又は直後の日本とほぼ同様の慣習法又は社会規範であろう。

①物権と債権の区別がない、②動産と不動産の区別がない、③公法と私法の区別がない、④民事責任と刑事責任の区別がない。

出典「Contract Law」by Sudarugo Gautama [“Current Development of Laws in Indonesia” pp. 33-64, published by the Insitute of Developing Economies of the Japan External Trade Organization (IDE-JETRO)]

<sup>3</sup> アラーやイスラム教を意味するものではない。

<sup>4</sup> 第4次改正が間近である。

## 詳細化、憲法裁判所と司法委員会の設置

### (3) 独立後の政権の変遷

1945年～1965年	スカルノ大統領統治時代（政治ナショナリズムで国家運営、軍とインドネシア共産党の均衡の上で成り立っていた）
1965年9月30日	9・30事件（将軍6人暗殺事件）発生 陸軍戦略予備司令官スハルトが鎮圧 後のスハルトの説明では共産党が背後にいたとされており、共産党（党員300万人）は壊滅した。
1967年3月12日	スカルノ大統領解任（国民協議会による解任決議）
1967年	スハルトが大統領代行となる
1968年～1998年	スハルト大統領統治時代 （経済の建直しを優先する開発主義国家へと転換）
1998年5月21日	スハルト政権退陣→ハビビ大統領
1999年6月7日	総選挙（44年ぶりの自由選挙）
1999年10月	アブドゥルラフマン・ワヒド大統領誕生
2001年7月23日～現在	メガワティ・スカルノプトゥリ大統領

### (4) 統治の仕組み

#### ア 実態的観点

インドネシアの政治を語る際には、ジャワ・イスラム・軍の3要素を考慮に入れる。

- ・ジャワ 国土の7%だが、全人口(約2億人)の約60%が居住
- ・イスラム 全人口の約90%を占める
- ・軍 オランダとの独立戦争の主役であり、かつ、スハルト政権で国防治安のほか、政治社会統治にも責任があるとされた(「軍の二重機能」)。

インドネシアの行政制度（中央→州→県→市→郡→村）において、各レベルの長が重要な役割を担っているが、憲法改正前においては、州知事は大統領任命であり、功労者である退役軍人が各レベルの長に任命されることが多かった。

#### イ 法的観点（スハルト政権時代）

実態は、以上のとおりであっても、法的には次のとおり民主的政府の体裁を採った。

国会議員選挙（直接選挙）と大統領選挙（間接選挙）においては、ゴルカル（「職能団体」と訳される）が存在し、各種団体の連合組織としてスハルト大統領を支える与党として参加し、他方で野党の規制を強化していたため、常に圧勝していた。

統治機構上、国会の上に「国民協議会」（MPR）が存在し、これが最高意志決定機関であり、大統領を選任する（任期は5年）。国民協議会は1,000名からなり（現在は変更され700）、内訳は国会議員425名、総選挙議席数に基づき配分された政党議員251名、軍代表75名(大統領任命)、地域代表など249名であった（現行制度については後述）。したがって、与党ゴルカルの優勢と大統領任命による国軍などにより、スハルトが大統領に任命される仕組みであり、スハルトの大統領7選が可能となった。

## (5) 憲法改正の内容

1945年憲法では、大統領の権限が強すぎることで、基本的人権条項があいまいであることから、アブドゥルラフマン・ワヒド大統領時代に憲法が改正されることとなった。

第1次改正(1999年10月19日)は、主として、大統領の権限を制限する内容の規定であり、内容は次のとおりである。

- ・第5条（大統領の立法権剥奪し、国会への法案提出権に改正）
- ・第7条（大統領の任期5年、再選1回のみ）
- ・第9条（正副大統領の国民協議会及び国会における宣誓規定）
- ・第13条（大統領による大使任命は国会の助言を考慮）
- ・第15条（大統領による恩赦等は国会の助言を考慮）
- ・第17条（大統領による大臣任命）
- ・第20条（国会及び大統領の協議に基づく法案審査）
- ・第21条（国会議員の法案提出権）

第2次改正（2000年8月18日）では、主として基本的人権に関する規定と地方自治規定が追加され、その主な内容は次のとおりである。

- ・18条, 18A条, 18B条（地方自治に関する規定, 州・県・市の首長は公選制）
- ・19条（国会議員の直接選挙制）
- ・20条（国会と大統領の協議による法案は、その後大統領の同意が30日以内に得られない場合でも、効力を有する）
- ・20A条（国会の立法権, 監督権）
- ・22A条（立法手続は法律で定める）
- ・22B条（国会議員の解任手続は法律で定める）
- ・26条（国民の定義）
- ・27条（市民による国防の権利・義務）
- ・28A～28J条
  - 平等権と自由権（法の下での平等, 思想・良心の自由, 信教の自由, 集会結社の自由, 表現の自由）
  - 人身の自由（子供の保護, 法による保護, 脅迫・拷問の禁止, 奴隷的拘束の禁止, 遡及罰の禁止）
  - 経済活動の自由（職業選択の自由, 居住移転の自由, 勤労の権利）
  - 社会保障関係（生存権, 教育を受ける権利, 科学技術や文化の恩恵を享受する権利, 情報伝達・獲得の権利）
- ・30条（軍と警察の関係の明確化<sup>5</sup>）
- ・その他, 国家や国旗に関する規定

---

<sup>5</sup> 軍は国防のほか国内の治安も担当し、警察は軍の一部であるが、1999年4月に軍が警察業務から手を引き、現在は軍と警察の分離が進んでいる。

第3次改正（2001年11月9日）は、主として大統領の権限制限と地方自治に関する規定を更に詳細にし、憲法裁判所や司法委員会の設置を規定した（以下はその主な内容）。

- ・ 3条（国民協議会の憲法制定・改正権限及び大統領等の任免権限）
- ・ 6条, 6A条（大統領の資格要件, 直接選挙制）
- ・ 7A～7C条（大統領の罷免事由, 手続など）
- ・ 11条（国際条約締結の手続）
- ・ 22C条, 22D条（地方議会の構成と権限）
- ・ 22E条（総選挙に関する手続）
- ・ 23条～23F条（財政及び会計監査院の権限）
- ・ 24条（司法権の独立と司法行政権）
- ・ 24A条（最高裁判所の権限, 最高裁判所判事の資格及び任免方法）
- ・ 24B条（司法委員会の設置及び権限）
- ・ 24C条（憲法裁判所の設置, 構成及び権限）

## 2 法体系

インドネシアの法形式及び法体系は次のとおり。()内はインドネシア語による省略表記。

法形式	決定機関など
(1) 憲法	国民協議会
(2) 国民協議会決定（TAP MPR: Decree of the MPR）	国民協議会
(3) 法律（UU：法律(UU:Undang-Undang)）	国会承認, 大統領公布
(4) 法律に代わる緊急政令 （Prp: Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang）	事後国会承認, 大統領
(5) 政令（PP: Peraturan Pemerintah）	政令相当 大統領
(6) 大統領令（KepPres: Keputusan Presiden）	政令相当 大統領
(7) 大統領告示（InPres: Instruksi Presiden）	通達相当(対外効あり)
(8) 大臣令（KepMen: Keputusan Menteri Negara）	省令相当 所管大臣
(9) 大臣告示（InMen: Instruksi Menteri）	通達相当(対外効あり)
(10) 地方規則（PerDa: Peraturan Daerah）	条例相当

なお, (4)は国会の議決なくして政府が公布でき, 直ちに効力を有するが, 1年以内に国会の議決を得れば法律となるが, 得られなければ効力を失う。

なお, 改正点が反映された一つの法律集（いわゆる六法全書のようなもの）はない。

## 3 統治機構

### (1) 概観

インドネシアの統治機構は, 国権の最高機関として国民協議会(MPR)<sup>6</sup>が存在し, 1999年以前は5年に1回開催されていたが, その後は毎年のように開催されている。

<sup>6</sup> MPRはインドネシア語による略記であり, 英語表記は「People's Consultative Assembly」。

その国民協議会(MPR)の下に、①国会(DPR)<sup>7</sup>、②大統領、③最高裁判所、④最高諮問会議(DPA：国会へ答申・勧告する)、⑤会計検査院(国会へ報告する)がある。

統治機構の概要については別添の統治機構図1参照。

これについては、「国民協議会が国家統治権の全部を掌握し、その実施機関として、他の機関にそれぞれの権限を分配している(立法権=国会、行政権=大統領、司法権=裁判所)制度」と考える方が妥当であり、近代欧米型の三権分立制度ではない。インドネシア自体が意識しているかどうかは別として、社会主義国家などで採用されている「権限分配の論理」に基づいていると考える方が理解しやすい。

## (2) 選挙制度

以前は、選挙に参加できる政党が制限されており、ゴルカル、開発統一党(PPP)、民主党(PDI)の3団体であったが、1999年の法改正により、完全自由化されるに至った。

選挙制度は、州単位の比例代表制であるが、各党の名簿搭載者(立候補者)は、州の1級下の行政単位である県・市から立候補し投票が1位(小選挙区制)になることが条件となっている。

- ・国会(DPR)の議席は現在500、うち軍の割当議席38(1999年法4号で75議席から削減<sup>8</sup>)
- ・国民協議会(MPR)の議席は現在700

国会議員500のほか、州議会選出・社会大衆組織の議席200を加えたもの(1999年法第4号で1,000から削減)

## 4 司法制度概観

インドネシア司法制度を担う機関の主たるものは、最高裁判所、下級裁判所(高等裁判所及び地方裁判所)、検察庁(AGO)<sup>9</sup>及び法務人権省<sup>10</sup>であり、弁護士会も存在する。

日本や他国の制度との異同を意識して、その特徴を列記すると、次のとおりとなる。

- ① 裁判所には、通常裁判所、行政裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所の4種類がある。
- ② 下級裁判所の司法行政権は最高裁判所にはない。
- ③ 検察庁は、独立・統一的な組織であり、法務人権省とは組織的關係はない。
- ④ 統一的な法曹資格試験、法曹養成制度はなく、各機関が独自別個に採用する。
- ⑤ 裁判所、検察庁、法務人権省の相互間に人事交流はない。
- ⑥ 法務人権省は、日本の内閣法制局の機能を有するほか、知的財産権局を有する(他の国と異なり、日本と同様、矯正局、入国管理局は法務人権省にある)。

<sup>7</sup> DPRも同様であり、英語表記は「House of the People's Representatives」。

<sup>8</sup> 軍の議席数は、先に実施された削減に引き続き、2009年には議席がなくなることが決まっている。

<sup>9</sup> Attorney General's Officeは、日本の検察庁と法務省の一部(訟務関係)の機能を併せ持つ組織である。

<sup>10</sup> 日本では、第2次世界大戦後の裁判所の独立に伴い、司法省から法務省へ名称変更していることと平仄を合わせると、司法人権省というべきであるが、2004年には権限を失うので、「法務人権省」と訳すことにした。また、1993年に独立行政委員会たる人権委員会ができ、それとは別に1999年に人権担当国務大臣が設置された。しかし、この大臣の機能は、その後法務大臣が引き継ぎ、局の一つとなったため、現在は「法務人権省」となっている。

⑦ 弁護士には法廷立会する弁護士と法律相談業務のみを行う弁護士が存在する。

## 5 裁判所制度

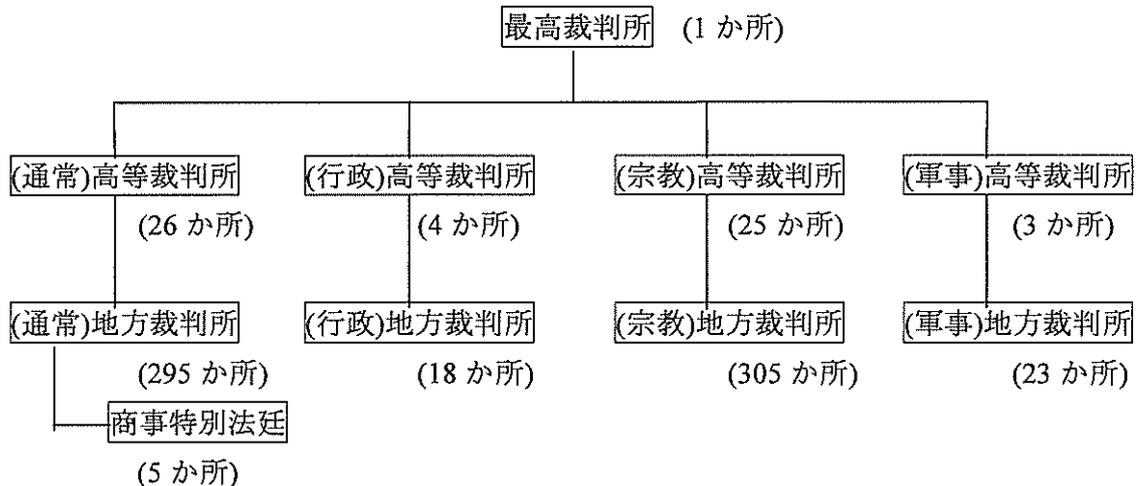
### (1) 裁判所の種類及び管轄

司法権は裁判所に属するが、事件の種類により管轄が異なり、4種類に分けられる。

- ① 通常裁判所 民事事件及び刑事事件の一般事件を管轄する
- ② 行政裁判所 行政訴訟を管轄する
- ③ 宗教裁判所 当事者がイスラム教徒であり、イスラム法・教義により裁判する婚姻等関係の民事事件を管轄する
- ④ 軍事裁判所 軍人及び軍の規律に関する事件を管轄する(軍人による通常犯罪についても軍事裁判所が管轄を有する点で特徴的である)

各種裁判所ごとに、地方裁判所と高等裁判所が存在し(ただし、軍事裁判所は被告人の階級により若干異なる)、全事件に関する上告を最高裁判所が審理する。

下級裁判所は、州単位で存在する高等裁判所、その下の県単位で存在する地方裁判所で構成される。1998年から一部の地方裁判所に「商事特別法廷<sup>11</sup>」が設置されている。



### (2) 司法行政権について

裁判官等の人事行政、裁判所の予算や管理など司法行政については、最高裁判所は、最高裁判所の司法行政権しか有しておらず、その他の裁判所については次のとおり。

- ・ 通常裁判所と行政裁判所 — 法務人権省
- ・ 宗教裁判所 — 宗教省
- ・ 軍事裁判所 — 国防省

しかし、改正裁判所基本法(1999年法35号)で2か条を追加し、全裁判所の司法行政権が最高裁判所に移行することとなり(2004年から実施予定)、現在はその準備期間である(ただし、宗教裁判所の司法行政の移転時期については決まっていない)。

<sup>11</sup> 英語で「Commercial Court」と呼ばれており、管轄の違う4種類と同じ様な表記になっているため、商事特別裁判所と訳すべきかもしれないが、破産事件と知的財産権の紛争を担当することから、日本

以下では、特に断らない限り、裁判所とは通常裁判所のことを指す。

(3) 裁判官の人数

- ア 全裁判官数(通常, 行政, 宗教, 軍事) 約 5,300 人
  - 最高裁判所 39 人(定員 51 人)
  - 通常裁判所 高等裁判所判事約 300 人, 地方裁判所判事約 2,900 人
  - 行政・宗教・軍事裁判所(人数未確認)

イ 最高裁判所裁判官の内訳

最高裁判所判事の定員は 51 名であり<sup>12</sup>, 大法廷も裁判官席が 51 席設けられている。

- 最高裁判所長官 (1 名)
- 副長官 (1 名)
- 準副長官 (6 名)
- 判事 (43 名)

ただし、現在は 39 名であり、最高裁判事 12 名分が空席となっている<sup>13</sup>。

なお、約 100 名の地方裁判所判事がおり、最高裁判所判事の職務を補佐している<sup>14</sup>。

(4) 裁判官の任命, 資格, 定年など

全裁判官に共通する資格要件として、まず法学士の資格を有することが必要である<sup>15</sup>。

そして、法務人権省が行う選抜試験に合格した者が 1 年間の試用期間を経て、6~8 か月間の研修を受ける。

その後、実習生となり、書記官等として 2 年以上の経験を経た者が、その後地方裁判所裁判官として推薦を受ける資格を有する。

研修内容については、最高裁判所が実質的に決定しているということである。

また、裁判官については、次表のとおり、キャリア制度が確立されている<sup>16</sup>。

裁判官の種類	年齢 ( )は定年	経験年数	任命等
地方裁判所裁判官全員	25 歳以上 (60 歳)	地裁判事経験 10 年以上	最高裁長官の同意を得て 法務人権大臣が推薦し、 大統領が任免
同副長官			最高裁長官の同意に基づき 法務人権大臣が任免
同長官			同上

で言えば破産部や商事部であるため、「商事特別法廷」と訳すことにした。

<sup>12</sup> 戦前の日本の大審院も、最も多いときで裁判官が 50 名いたことに照らすと、奇妙な一致がある。

<sup>13</sup> その理由は定かではないが、司法の汚職が問題となっていることから、最高裁判所長官が判事任命に慎重を期しているという噂がある。

<sup>14</sup> このような調査官の年齢は 35~40 歳が多いということである。

<sup>15</sup> その他の要件として、インドネシア国民であること、全能の神への信心、パンチャシラ及び 1945 年憲法の尊重順守、非共産党員で 9/30 事件に直接間接に関与していないこと、責任感・正直・公平な性格であることなどが挙げられている。

<sup>16</sup> 最高裁判所法(1985 年法 14 号)第 7 条、通常裁判所法(1986 年法 2 号)第 14~16 条

高等裁判所裁判官全員	40歳以上 (63歳)	地裁長官・副長官経験5年又は地裁判事15年以上	最高裁長官の同意を得て法務人権大臣が推薦し、大統領が任免
同副長官		高裁判事経験8年以上又は地裁長官経験3年以上	最高裁長官の同意に基づき法務人権大臣が任免
同長官		高裁判事経験10年以上又は地裁長官経験5年以上	同上
最高裁判所裁判官全員	50歳以上 (65歳)	高裁長官経験5年以上又は高裁判事経験10年以上 (キャリア裁判官ではない場合 <sup>17</sup> には法律分野で15年以上の経験が必要)	最高裁の意見を聞き国会提案に基づき大統領が任命
同準副長官			最高裁長官提案に基づき最高裁判事の中から大統領が任命
同副長官			国会提案に基づき最高裁判事の中から大統領が任命
同長官			同上

なお、通常裁判所の裁判官と行政裁判所の裁判官の資格は同一であるが、相互間における転任はなく、最初にどちらの裁判官になるかによって、その後の進路が確定するという運用である。

#### (5) 最高裁判所における審理

##### ア 裁判体

審理及び判決は最低限3名の合議体<sup>18</sup>で行われる。

したがって、本来は17裁判体が構成できるが、現時点では13裁判体となっている。

なお、大法院(51名)で審理する事件は、国民的な関心事となる超大型事件である。

##### イ 審理事件

最高裁判所は、上告審として法律問題(法適用)のみ判断し、事実認定には関与せず(最高裁判所法28条)、事実問題に関しては高等裁判所の判断が最終となる。

- ・裁判所の管轄(通常裁判所かその他の特別裁判所か)に関する最終判断
- ・民事仲裁判断に関する不服申立ての審理
- ・確定判決に対する再審査
- ・法令審査権(法律より下位の法規について)

(注) 最高裁判所が審理・判断する事件につき、最高裁判所法28条1項a号で法律審(cassation)への申立てとなっており、同法29条でも、高等裁判所やその他すべての裁判所の判断に関して法律審(cassation)への申立てに関して判断するとなっている。

<sup>17</sup> この種の裁判官は現時点(2002年1月時点)では数名程度であるという。

<sup>18</sup> 「最低限3人」というのは法律の表現であるが、現実には3人で審理しているということである。

#### ウ 司法審査について

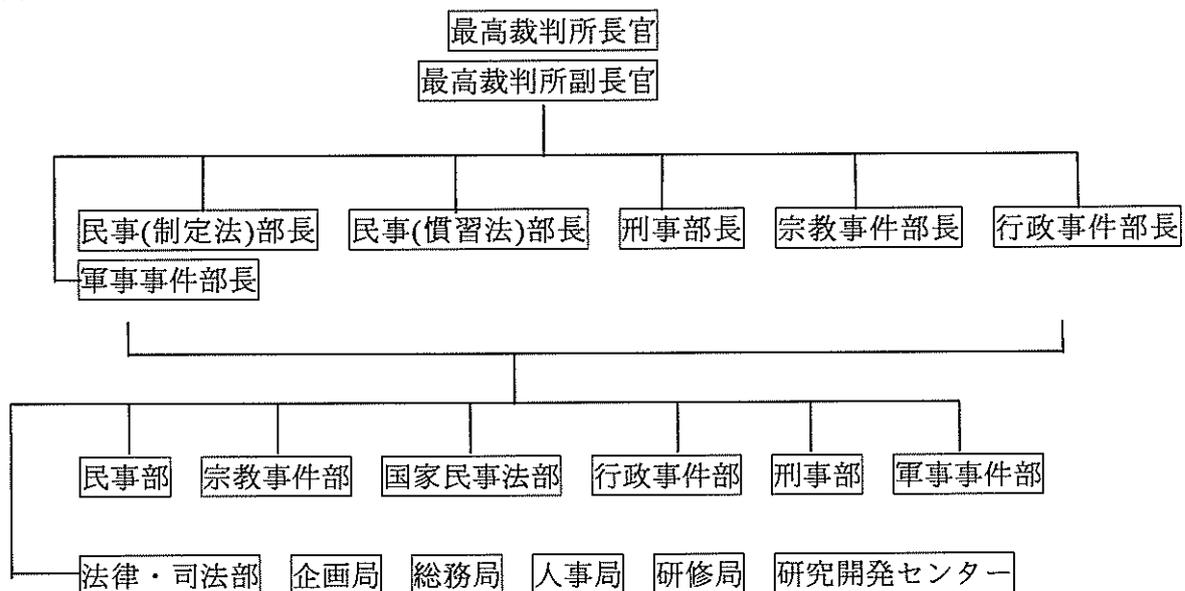
最高裁判所には違憲立法審査権はない。

裁判所基本法26条, 最高裁判所法31条で最高裁判所の法令審査を規定しているが, 「法律よりも下位法規につき司法審査が及ぶ」旨を明記している。

なお, 2000年8月18日に国民協議会(MPR)法III/2000を発布しているが, これにより違憲立法審査権という概念が登場し, 結局, 同5条により国民協議会(MPR)に違憲立法審査権を認め, 最高裁判所に法令審査権を認める制度になっている。

この国民協議会決定を受けて憲法が改正され, 憲法裁判の設置を規定するに至ったという状態にある。

#### (4) 最高裁判所の機構図



#### (5) 下級裁判所における審理

ア 高等裁判所 3人の合議体で控訴事件を取り扱う

イ 地方裁判所 3人の合議体による第1審の審理が原則(単独体審理もある)

民事裁判手続については, 現時点で詳細は判明していないが, オランダ法の影響を受けた大陸法系であり, 基本的に日本の手続と大差はないと思われるが, 裁判の長期化が問題となっているということである。

なお, 上訴期限は, 事件の種類によって次のように異なっている。

民事事件 判決宣告から7日以内

商事特別法廷の事件 判決宣告から8日以内

刑事事件 判決宣告から14日以内

#### (6) 商事特別法廷について

ア 設置根拠及びその経緯<sup>19</sup>

<sup>19</sup> JICA が入手した英文資料「COMMERCIAL COURT DEVELOPMENT」に基づいた。

破産法改正に関する 1998 年法第 1 号に代わり、1998 年 4 月 22 日に政令が制定され(120 日後の同年 8 月 20 日施行)、同年 9 月 9 日に国会に提出され、同年 11 月 4 日に法律として公布された<sup>20</sup>。同法では通常裁判所の一部として破産事件の第 1 審裁判所として商事特別法廷の設置に関する規定を置いている。

1998 年 6 月、商事特別法廷の運営準備に関する委員会が設置され、同年 8 月に中央ジャカルタ地方裁判所に商事特別法廷を設置し、その後、2000 年 5 月に、スラバヤ、メダン、マカッサル及びスマランに商事特別法廷が設置された。

2000 年 8 月に設置された新運営委員会が行動計画を策定しているが、それによれば、商事特別法廷の裁判官又は職員に対して、「破産(支払不能)及び負債の回収」、「商事仲裁」、「国際商事取引」、「クレジット取引」、「知的財産権(TRIPs を含む)」、「商法」を中心とする法律文献の提供、研修、再研修、セミナー、ワークショップなどにより能力向上が必要であるとしている。また、破産法に関する知識の向上のみならず、実務における商事問題の理解、債務者・管財人・裁判官の役割に対する理解、コンピュータ等の技術研修、コンピュータ機器等の援助が必要とされている。

法律の改正点としては、次の点を掲げている。

- ・ 事件不受理の指針の策定
- ・ 監督裁判官の権限と責務の明確化
- ・ 破産事件と民事事件の区別の明確化
- ・ 事件受理手続の規則の制定
- ・ 手続及び決定の迅速化
- ・ 商事特別法廷から最高裁判所への事件記録送付の迅速化

今後の目標として、①商事特別法廷の管轄事件増加、②人材育成、③機構改革、④設備機器の改良、⑤適正な能力評価、を掲げている。

#### イ 参考事項

商事特別法廷の裁判官は、一定の研修を受けて英語ができる者が任命されている<sup>21</sup>。

通常の審級手続とは異なり、不服申立ては直接最高裁判所に対してなされ、高等裁判所は関与しない。一方で、キャリア制度により、法律上、高等裁判所裁判官を経ないと最高裁判所裁判官になれないため、商事特別法廷の判事になって経験を積んでも、制度上昇進に反映されないという矛盾が生じている。破産事件数も、当初のころよりは減少しているということであり、その後、知的財産権訴訟、独占禁止法に関する争訟を専属管轄とするなど、商事特別法廷を生かす方向での議論がなされている。

他の国際機関のドナーは、この商事特別法廷に関する支援を積極的に行っている。

<sup>20</sup> 1945 年憲法第 22 条に従い、同政令は、国会で議決を得て法律となる。

<sup>21</sup> 商事特別法廷の裁判官の給与を高く設定したり、居住条件を優遇しているという話があるが、法務人権省や商事特別法廷の裁判官は、これを否定していた。聴取の際の質問方法による差かもしれない、更に調査が必要であろう。

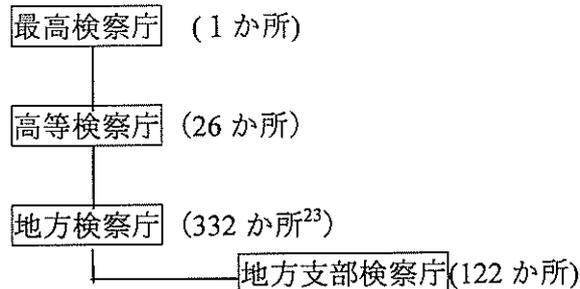
## 6 検察制度

### (1) 歴史的経緯

検察は、歴史的には、当初、中央の検察は内務省に属し地方の検察は知事の下に置かれていたが、1951年に中央及び地方の検察とも法務省へ移管された。そして、1961年7月22日に法務省から独立し、最高検察庁長官<sup>22</sup>(Attorney General)を頂点とする独立機関となり、大統領により任命されている。

### (2) 組織

検察庁の組織は、下図のとおり、全国的に統一されたピラミッド型組織である。

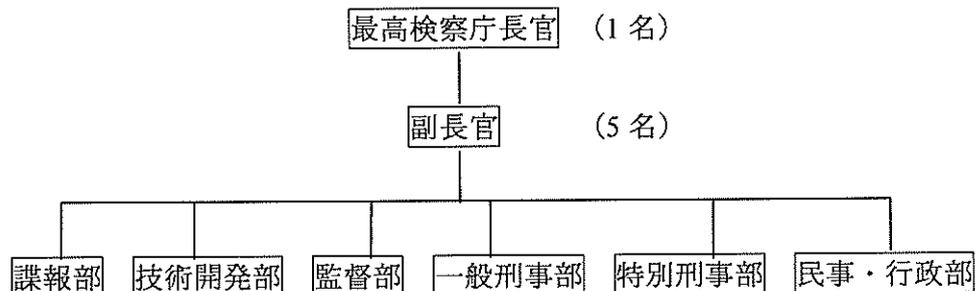


#### 検察官の人数

全国の検察官数は約 5,500 人で、うち約 500 名が最高検察庁にいる。

その他の職員の総数は、全国で約 13,000 人である。

#### 最高検察庁の組織



#### 検察官の権限

日本と同様、公訴権の独占、判決の執行などの権限を有する。

一般刑事部 一般犯罪につき、警察などの捜査に基づいて公訴の提起を行う。

特別刑事部 汚職、密輸、内乱及び人道犯罪<sup>24</sup>につき捜査権限を有する。

ただし、検察官が捜査権限を有する「汚職」とは、公務員の犯罪により国家財産に損失を与えた罪のことを指すので、通常の贈収賄は警察捜査となる。

民事・行政部 民事訴訟における国の代理人、汚職事件による国家財産損失回復の

<sup>22</sup> Attorney General を「司法長官」と訳す文献もあるが、司法(法務人権)大臣と混同を招くので、最高検察庁長官と訳すことにした。

<sup>23</sup> 地方裁判所の数と地方検察庁の数が対応していないが、その理由は未聴取である。

<sup>24</sup> 人道犯罪というのは、軍による人権侵害事件(東ティモール等における事件)を意図したものである。

ための訴訟及び判決執行<sup>25</sup>を行う。

(3) 検察官の資格要件

法律に規定する形式的要件は裁判官と同じだが、検察庁独自に採用・研修を行う。

つまり、法学士を有する者が、検察庁職員として採用試験に合格した後、3～4年間の検察庁職員として勤務し、検察官研修所で4～6か月の研修を受けて、検察官となる。

なお、現在の最高検察庁長官は、検事のキャリアであるが、軍部出身の長官もいる。

(4) 刑事手続の概要

基本的に、捜査段階、公訴提起のための期間、公判段階、刑執行段階の4段階に分かれ、それぞれの手続が分離独立している。

以下は、身柄捜査事件について、その手続の流れを概観する<sup>26</sup>。

ア 警察捜査段階 警察で捜査開始決定をなし、これを地方検察庁に通知する。

警察自らが逮捕状を発付し、20日間勾留

勾留延長1回目40日間（地方検察庁長の許可必要）

勾留延長2回目30日間（例外的場合<sup>27</sup>で、地裁所長の許可必要）

勾留延長3回目30日間（例外的場合で、地裁所長の許可必要）

イ 公訴提起期間 公訴のための判断期間20日勾留（検察庁自らが勾留状発付）

勾留延長1回目30日間（地裁所長の許可必要）

勾留延長2回目30日間（例外的場合で、地裁所長の許可必要）

勾留延長3回目30日間（例外的場合で、地裁所長の許可必要）

ウ 公判段階

第1審

勾留期間30日間（担当の裁判長が発付）

勾留更新1回目60日間（地裁所長の許可必要）

勾留更新2回目30日間（例外的場合で、高裁所長の許可必要）

勾留更新3回目30日間（例外的場合で、高裁所長の許可必要）

第2審

勾留期間30日間（担当の裁判長が発付）

勾留更新1回目60日間（高裁所長官の許可必要）

勾留更新2回目30日間（例外的場合で、最高裁判事の許可必要）

勾留更新2回目30日間（例外的場合で、最高裁判事の許可必要）

最高裁

勾留期間50日間（担当裁判長が発付）

<sup>25</sup> スハルト元大統領の不正で国内外に流失した資産の回収のため、民事・行政部門における検察官の役割とその強化に着目している。

<sup>26</sup> ここに記載したのは、法律上可能な勾留期間であり、実際には、延長は1回が通常であるという。したがって、最短40日間の勾留で起訴され、各段階で1回延長したとして110日間で起訴される。公判は第1審判決まで30日又は90日であるから、身柄拘束後最短で70日、各段階で1回延長ずつ延長されたとして200日以内に第1審判決が出ることになる。

<sup>27</sup> 例外的場合というのは、短期懲役7年以上の重罪の場合である(ただし、条文未確認)。

- 勾留更新1回目 60日間（最高裁長官の許可必要）
- 勾留更新2回目 30日間（例外的場合で、最高裁長官の許可必要）
- 勾留更新3回目 30日間（例外的場合で、最高裁長官の許可必要）
- （この期間内に審理終了するか、釈放しなければならない）

なお、検察庁が捜査する場合（特別刑事事件）においても、検察官による捜査段階と検察官による公訴のための判断期間は上記と同様である。

(5) 公訴提起のための判断資料

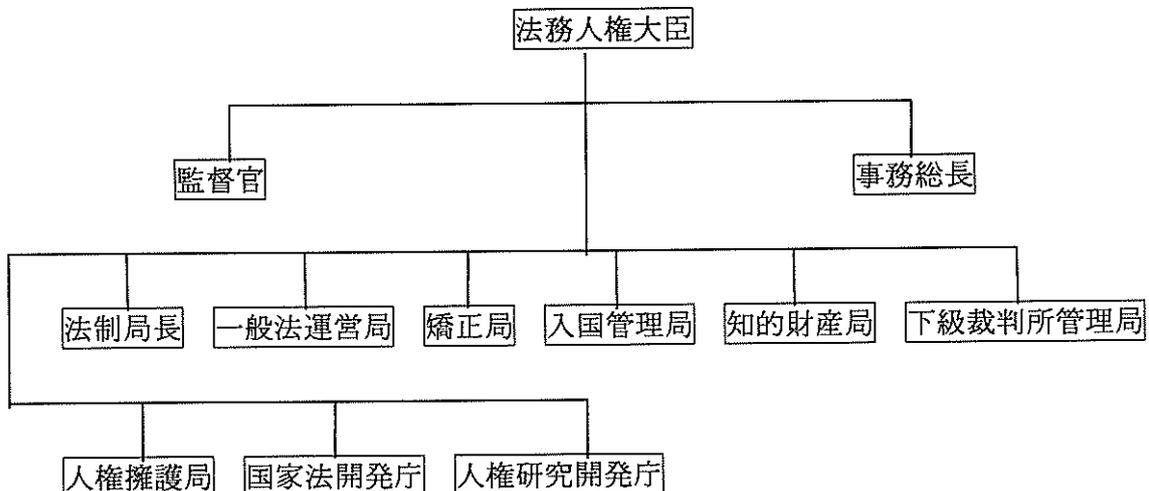
以下の証拠4種類のうち、最低2種類があれば起訴できる。

- a 被害者の供述, b 目撃者の供述, c 捜査書類, d 鑑識・鑑定などの証拠 (e 被疑者の自白)  ただし、被疑者の自白には重きを置いていないという説明であった。

7 法務人権省

法務人権省は、民事法、刑事法、司法制度に関する法律などの所管法令を起草、他省庁が起草する法律案の審査を行うほか、日本と同様、矯正局、入国管理局が同省に属す。

日本の制度と異なり、知的財産権局が法務人権省に属している。機構図を以下に示す。



この中で、法制局が法案の起草や審査を担当し、国家法開発庁が法案の最初の大綱 (academic draft と呼ばれるもの) を作成している。また、国家法開発庁は、法令や商事特別法廷の第1審判決をコンピュータに入力しているが、ランニングコストがないためか、インターネットで外部からアクセスできない状況になっている。

8 弁護士制度

インドネシアでは、弁護士<sup>28</sup>は基本的に次の3種類に分かれる。

(1) 法廷立会弁護士 (Litigator)

これは更に二つに分かれる。

<sup>28</sup> 弁護士のことを総称して「practicing lawyer」と言う人もいれば、(2)の法律相談業務を行う弁護士を「practicing lawyer」と表現する者もいるので、相手にその定義を確かめる必要がある。本文に記載し

- ア 法学士を有する者で、全国の法廷に立会できる弁護士（法務人権省の許可必要）  
英語で「Advocate」と呼んでいる。
  - イ 法学士を有し、一定の地域の法廷に立会できる弁護士（高等裁判所の許可必要）  
インドネシア語で pengacara だが、英語に直訳すると「Legal Advisor」となるそう  
であり、これでは誤解を生じさせるとのことで、適当な語句はないということである。
- (2) 法学士を有する者で、法廷に立会せず、法律相談業務に従事する弁護士（許可は不要）  
英語で「Legal Consultant」又は「Legal Advisor」と呼んでいる。  
法務省の法律職、検察官、裁判官は、退任後に弁護士となることができるが、通常  
(2)のリーガル・コンサルタントになるということである。  
インドネシアに弁護士会は5～6存在するが、弁護士業務を行うにあたって、弁護士  
会に登録する必要はない。最大のインドネシア弁護士会で約2,000人が会員となっ  
ているということである。

## 9 公証人

公証人は、法学士の資格を有する者で、更に2年間の公証人教育を受けて公証人となる。  
大多数の公証人は、契約書の作成やその認証業務を行っている。

## 第3 インドネシア司法制度における問題点

### 1 総論

- (1) インドネシア司法の問題点については、アジア経済危機以前の国策大綱(1993-1998年)でも、「更なる経済発展には司法制度の改革に重大な関心を払う必要がある」と宣言され、1990年代初頭から問題となっていた。当時の問題意識に基づいて、

1995年初め	世界銀行が「インドネシアの法制度診断 <sup>29</sup> 」を支援 <sup>30</sup>
1996年1月30日	国家開発計画庁とコンサルタントの間で正式契約
1997年3月12日	最終報告

という経過で、「インドネシアの法改革<sup>31</sup>」(以下「世銀報告書」という)が公表された。

世銀報告書が指摘する問題点や対策を要約すると、次のとおりとなる<sup>32</sup>。

- ア 基本的に19世紀オランダ法に依存しており、経済発展、経済活動の国際化、新型取引などに対応する法整備が必要である。

た3種類の弁護士を総称するインドネシア語「penasehat hukum」も最近使われている。

<sup>29</sup> 「Diagnostic Assessment of Legal Development in Indonesia (IDF Grant No. 28557)」

<sup>30</sup> 国家開発計画庁(BAPPENAS)の要請・主導で進められた形だが、おそらく世銀主導と思われる。

<sup>31</sup> 「Law Reform in Indonesia」という書籍名で出版されている。

<sup>32</sup> 最終的な提言は9項目であり、①司法制度に対する市民の要望に応えること、②司法分野に対する資金投入の必要性、③司法へのアクセスを促進する方策の必要性、④司法機関自身を通じた法改革の必要性、⑤法律家に対する教育の必要性、⑥法理論及び法社会学的見地からする研究開発の必要性、⑦法律に関する記録と情報を充実させることの重要性、⑧ADR(裁判外紛争処理)充実の必要性、⑨法曹倫理違反に対する厳正処置の必要性、となっている。

イ 最高裁の未済事件が約 16,000 件に上り、紛争を迅速かつ適正に解決する司法制度が存在するとはいえず、特に、破産事件、知的財産権、その他の経済事件に関する紛争を解決する司法制度が不十分であり、商事特別法廷の設置や ADR(裁判外紛争処理)の充実が必要である。

ウ 司法が政治や行政の影響を受け、法律家など司法関係者の汚職が蔓延しており、法支配、司法権の独立という基本的事項が確立されていない上、判決や判例集の入手が困難であり透明性に問題があるため、司法に対する国民の信頼は極めて低い。

エ 司法分野に対する財政が極めて不十分である。

オ インドネシアの法律家は英語能力で劣り、経済の国際化に対応できていない。

(2) インドネシアは、基本的にオランダ法の影響を受け、大陸法系に属している。その内容が経済のグローバル化に対応しているかどうかは別にして、基本的な法律自体は整備されており、市場経済への移行や国造りから始めているインドシナ諸国とは異なる。

しかし、「法律や法制度は存在しても執行・運用がなされていない」、「法律や法制度を運用する法律家の人材に問題がある」という点に問題が存在する。具体例で言えば、

- ・法律のほかに下位法規が多数発布され、その整合性に問題がある
- ・法律やその下位法規の入手が困難である
- ・判例集の入手が困難である
- ・法曹資格の統一制度がなく、各機関が独自に養成している

などの状況が認められる。

## 2 具体的問題点

(1) 司法の汚職に関する現状について

ア 最初に指摘したように、インドネシア司法における最大の問題点は、「司法の汚職」である。彼らの言葉を引用すれば、以下のように次々と出てくる。

- ① 最高裁判所裁判官になると、突然高級車を乗り回すようになる。
- ② 裁判は金で買われており、裁判・正義は競り落とされる。
- ③ 事件受理係等の裁判所職員、書記官にも、手続を進めるために金が必要となる。
- ④ 判決宣告があっても判決書が当事者になかなか送達されない。
- ⑤ 法廷で宣告された判決内容と判決書の内容が異なることがある。
- ⑥ 弁護士は、依頼者に裁判官に渡す賄賂を要求し、その一部を裁判官に渡す。
- ⑦ 政府機関に務めた者で法学士を有する者は、退官後は法律コンサルタントとなり、人脈を利用して金儲けをしている。
- ⑧ 弁護士になったばかりのころ、雇用者である先輩弁護士から現金入り封筒を渡されて「裁判官に渡してこい」という指示を受けて渡したことがある。

イ 各種調査の結果

① 世銀の近時のレポート<sup>33</sup>によれば、裁判を利用した個人及び企業に対し、司法の汚職に関するアンケート調査を実施し、その結果を次のとおり公表している。

- ・ 裁判官への贈賄の経験 3分の1
- ・ 検察官への贈賄の経験 3分の2
- ・ 検察庁(組織)への贈賄の経験 5分の3
- ・ 裁判官に対する賄賂額 企業 100～500 米ドル, 個人 100 米ドル
- ・ 500 米ドル以上の賄賂額 企業 20%, 個人 11%

② インドネシア汚職監視団<sup>34</sup>の統計

最高裁判所判事 41 名<sup>35</sup>のうち 5 名のみが金で判断を買うことができなかった。

最高裁判所で事件の審理を受けた 103 名のうち、90%が裁判所から事件に関連して「報酬」を要求された(インドネシア法律扶助団体<sup>36</sup>との共同調査)。

ウ 調査期間中に実施した日本の法制度に関するセミナーにおいても、質問では司法の独立や司法の汚職に関する発言が多く、司法関係者の前でこの件を話題にしても、司法関係者が特に反論しないという状況に接したことにかんがみると、インドネシアの司法の汚職は事実であろう(裁判官や検察官が直接自認しているわけではない)。

つまり、正義実現の最後の砦である司法が国民から信頼されていないと言える。

(2) 司法の独立が実質的にない

ア 政治、行政府、その他の機関による司法への干渉がある。この関係で象徴的に引用されるのが、元大統領スハルトファミリー関連の事件処理である。

(事案の概要)

スハルト元大統領の3男(通称トミー・スハルト)は、1997年2月7日、自己が経営する店の土地と食糧調達庁の土地の交換契約(食糧調達庁の倉庫建築が等価交換の条件)を締結したが倉庫を建築せず、食料調達庁の土地を事業に使用したとして起訴された。

(裁判所の判断の変遷)

第1審は、1999年10月、民事事件であるとして無罪としたが、最高裁判所は、2000年9月に懲役1年6か月、罰金1000万ルピア(1,000米ドル)、損害賠償命令306億ルピア(306万米ドル)の有罪判決を下した。そのため、トミーは、2000年10月、恩赦申請したが認められず、収監を恐れて逃走し、トミーの弁護士は同時に再審申請した。2001年10月に至り、最高裁判所は一転して無罪判決を宣告した。つまり、新証拠とは言えないのに再審無罪となったとして、その判断が疑われている。

<sup>33</sup> 「INDONESIA The Imperative for Reform」: コピーの一部入手のため、時期や母数は判明していない。

<sup>34</sup> 英語表記は Indonesian Corruption Watch (ICW), 出典「Building Reliable Judiciary」(p. 54) by Mr. Budiman Soedarsono

<sup>35</sup> 出典「Building Reliable Judiciary」(p. 54) by Mr. Budiman Soedarsono。現在の最高裁判所判事の数より多いが、いつの時点の統計か記載はない。

<sup>36</sup> 英語表記は Indonesian Legal Aid Institute

なお、再審無罪判決の前の 2001 年 7 月 26 日に最高裁判事(スハルト政権の不正事件を担当)が射殺される事件が発生しており、トミーの関与が疑われ、2002 年 7 月に第 1 審で有罪判決を受け、現在控訴中である。

#### イ その他のケース

① 最高裁判所が無罪判決<sup>37</sup>した刑事事件において、最高検察庁長官の再審請求に基づいて、他の最高裁判所裁判体が先の判決を無効とした事件があり、そもそも再審請求は被告側にしか認められず、後者の判決は違法判決である旨指摘されている。

#### ② ケドゥン・オンボダム事件

世銀が資金を拠出したダム計画において、水没予定の住民の一部が補償金を求めて政府を 1990 年に訴えた事件で、1993 年 7 月 28 日に最高裁が住民勝訴とした。しかし、最高検察庁長官が最高裁長官に再審を求め、1994 年に 11 月、最高裁は、「前回判断の基礎たる 1975 年第 15 号の内務大臣令は 1993 年第 55 号の大統領令により効力を失った<sup>38</sup>」という理由で、前回の最高裁判決を覆して住民敗訴とした。

#### ③ ガンジー記念学校事件<sup>39</sup>

学校の経営に関する事件で、設立証書の偽造や横領が問題となり、被告人は、偽造のみで第一審と控訴審で有罪となったが、1995 年 5 月 11 日に最高裁で無罪となった。ところが、被害者が、最高裁判決の明白な誤りが 4 か所あるとして、最高裁の準副長官に手紙で訴え、同準副長官は、最高裁長官に再審を申し立てるよう個人的に手紙で依頼した。この準副長官は、裁判を担当した最高裁刑事部長判事が、被告人の弁護人である退役最高裁判事から依頼を受けた旨告白した手紙を有していた。なお、この弁護人は、当該事件を自己がコントロールできる裁判体に配点されるように工作したと伝えられている。

最高裁内部に調査委員会が設置され、準副長官が最高裁の威信を失墜させたとして解任を提案され、長官及び他の準副長官が賛成、副長官が反対となり、結局、この準副長官は 65 歳の定年を迎えたという理由で退官した。

#### (3) 裁判所の透明性がない(判決・判例集の公開が不十分である)

裁判所の透明性の問題で指摘されることは、判決及び判例が一般社会に公開されていないという点である。これに関連して、調査当初の関係者は「判例集がない」「判決が当事者にも交付されない」「判決は結論のみで、理由が記載されていない」という極端な内容であった。しかし、最高裁判所、法務人権省など関係機関を訪問したところ

・判例集は発行されていること

<sup>37</sup> release とあるのみだが、前後の文脈から無罪判決と解釈した。出典「Building Reliable Judiciary」(p. 56) by Mr. Budiman Soedarsono

<sup>38</sup> この大統領令は最初の最高裁判断の 1 か月前に公布されたものである。第 1 回目の最高裁判断の是非(特に請求額以上の補償を命じた点)はともかく、再審判決は、事件後に公布された大統領令を遡及適用したように思える。出典「Building Reliable Judiciary」(pp. 63-66) by Mr. Budiman Soedarsono

<sup>39</sup> 出典「Building Reliable Judiciary」(pp. 69-71) by Mr. Budiman Soedarsono

- ・判決書には理由や法令の適用が記載されていること

が判明した。特に、最高裁判所では

- ・判決は全部ではないが、最高裁選別の判例につき解説付きで発行していること
- ・判決は当事者に交付すれば足り、他の第三者に公開する必要はないこと

などを説明していた。にもかかわらず、前記のような批判がなされるということは、その公開の仕方に問題があるか、あるいは、司法が信頼されていないため、公開する判例を最高裁が選別すること自体に何らかの恣意が働き、正当に公開していないのではないかという疑問を抱かれるという悪循環に陥っているものと思われる。

(4) 裁判官、検察官、その他の職員の給与が低い

裁判官の給与について個別に聞き取り調査したところ、十数年の経験を有する裁判官(現在商事特別法廷の裁判官)で、月収3,000,000ルピア(300米ドル)ということであった。もちろん、これ以外の諸手当があるはずであり、公務員の兼業が禁止されているわけではないので、実収入は更に多いと思われる。

(5) 事件処理能力に欠けている

最高裁判所における未済事件は約16,000件もあり、この状況は少なくとも1990年代前半から継続しており、最近では最高裁判事に空席があることから増加傾向にあって、18,000件になろうとしている。結局、プロ意識・倫理の欠如ということであろう。

### 3 インドネシア司法制度の問題の根源

以上、様々な問題点があるが、要するに、すべては「法律はあっても法律に従った執行・運用がなされていない」、「法律を運用する人材に問題がある」という点に尽きると言える。

行政機関の課税事務や通関業務などにおける不統一な執行・運用は、開発途上国にはよく見られる現象ではあるが、インドネシアでは、司法の独立が憲法や法律に規定されていても実質的な独立がないのであるから、これもその一例と言える。しかし、より根本的にはインドネシアの統治機構つまり憲法に由来していると思われる。すなわち、国民協議会が名実共に国権の最高機関として存在し、その下に立法機関、行政機関、司法機関があるという統治構造の下では、権力の抑制と均衡の観念が発達するのは困難であろう。あらゆる国家機関が国民協議会の干渉を受けるため、行政や司法の機能は二次的なものとなる。

インドネシアの1945年憲法つまり統治機構は、共産主義や社会主義諸国で採用されている「権限分配の論理」と同様と理解すれば、現状は容易に理解できる。というのは、この論理の下では、司法といえども最高意志決定機関の政策を執行する機関にすぎず、単に裁判における法適用を通して当該政策を実現する役割を担っているからである<sup>40</sup>。

なお、スカルノ政権時代や開発独裁のスハルト政権時代には、立法機関・行政機関・国軍が同一体化していたため、大統領によって物事が決まり、司法は(国民協議会や国会の干

---

<sup>40</sup> 最高裁判所は、大統領や他の行政機関から法律問題に関する意見を求められた場合、法的見解を述べる(最高裁判所法35~37条)。司法が国家機関の法律顧問であることを認めていることになろう。

渉ではなく)行政の干渉を受けることが当然のようになり、この時代が50年以上も続いたため、時代が変化した現在においても、その考え方から抜けきれないでいるのであろう。

したがって、今回の第3次憲法改正で司法権の独立に関する規定がなされたが、権限分配の論理には変更がない。インドネシアが抜本的な司法制度を行う意思があるなら、最終的には真の意味での三権分立を採用するかどうかの選択が迫られるときがくるであろう。

#### 第4 インドネシアにおける法整備及び司法改革の状況

##### 1 インドネシアにおける司法改革の方針

###### (1) 国策大綱(GBHN)及び国家開発計画(PROPENAS)

インドネシアでは、国民協議会(MPR)が「国策大綱(GBHN)」で5か年計画概要を作成し、これに基づいて国家開発計画庁(BAPPENAS)が「国家開発計画(PROPENAS)」において5年計画を具体化し、各省庁で具体的活動を起こすという基本構造になっている。

1999年10月の国策大綱(1999-2004年)では、基本12項目のうち、司法制度改革に関連するものとして、次の2項目を掲げている。

- ① 国家法制度整備を通じた正義と真実に基づく法の支配の確立と基本的人権の尊重
- ② プロ意識を有し、効率的かつ建設的、透明性かつ廉潔性の高い行政機構の整備

この方針を踏まえ、ア法の支配の確立、イ法制度の整備、ウ司法制度及びその機能の強化、エ基本的人権の尊重などの点を重要課題として掲げている。これを受けて、2000-2004年の国家開発計画(PROPENAS)では、次のような方針を掲げている。

###### ① 法制度整備

- ・オランダ植民地時代の法令及び現行法の改正、立法手続の法令改正
- ・経済活動、地方分権、環境問題などを支える法令の制定又は改正

###### ② 司法機関及び法執行機関の能力開発

- ・裁判官、その他の法執行機関職員の採用、養成、昇進などに関する制度整備
- ・司法の独立及び迅速かつ適正な法執行の確立

###### ③ 癒着・汚職・縁故主義及び人権侵害の排除

- ・法及び人権の確立に対する信用回復
- ・癒着、汚職、縁故主義、人権侵害に関する未解決事件の解決と国家資産の回復

###### ④ 憲法精神の向上

- ・適正な法令と手続に基づく対話を重視した法執行
- ・地方独特の文化や価値観の尊重
- ・法意識向上のための活動推進

この国家開発計画には、多数の法律改正や新法の計画が網羅的に列挙されているが、これら全部を5年間で遂行できるかについては疑問が残る。

###### (2) インドネシア司法制度改革の端緒及び方向性

1998年以降のインドネシアの司法制度改革や議論の方向を見ると、この世銀報告書を前提又は参考にしていることが明白である。すなわち、主なものだけでも

- ① 破産法の改正(1998年)
  - ② 商事特別法廷の設置(1998年)
  - ③ 憲法改正による大統領の権限抑制と人権保障規定の明確化(1999年, 2000年)
  - ④ 独占禁止法の制定(1999年)
  - ⑤ 裁判所基本法の改正(1999年, 下級裁判所の司法行政権を2004年に法務人権省から高裁判所へ移行する内容)
  - ⑥ 国家機関の行動を監視する国家オンブズマン委員会(NOC<sup>41</sup>)の設置(2001年)
  - ⑦ マネーロンダリング法案の作成(現在国会上程中)
- などの法整備を行っている<sup>42</sup>。

## 2 インドネシア司法改革の推進を担う関連機関

### (1) 国家法制度委員会(National Law Commission : NLC<sup>43</sup>)の設立及び活動<sup>44</sup>

司法改革を推進する機関として設置されたものである。

設立日時	2000年2月24日設立
設立根拠	大統領令2000年15号(2000年2月18日発布)
設立目的	① 大統領の要求に基づき法政策に関する意見を提供 ② 司法改革に関する総合計画策定に当たって運営委員会として大統領を補佐
組織・人員	委員6名, 職員17名
出資機関	アジア財団(AF <sup>45</sup> ), 社会開明機構(OSI <sup>46</sup> ), 市民社会援助強化計画(CSSP <sup>47</sup> ), 政府(IBRAの補助 <sup>48</sup> ), 国家予算(APBN, 2000年12月に受領)

小委員会の設置(この下にそれぞれ複数の作業部会が設置されている)

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| A小委員会(司法制度運営の改善), | B小委員会(良い統治及び行政法改革)   |
| C小委員会(立法能力の向上),   | D小委員会(法律分野の研修・試験・規律) |
| E小委員会(法と経済復興),    | F小委員会(刑事司法制度の改善と統合)  |

### (2) インドネシア統治改革パートナーシップ(Partnership for Governance Reform in Indonesia)

<sup>41</sup> National Ombudsman Commission, インドネシア語の略号表記では KON となる。

<sup>42</sup> 1998年から1999年にかけて、40を超える新しい法律が制定されたということである。

<sup>43</sup> インドネシア語の略号表記では KHN となる。

<sup>44</sup> この項の情報は、国家法制度委員会の Annual Report, Year 2000 を参照した。

<sup>45</sup> Asian Foundation : AF は、事務所、設備、電話、職員の給与などを負担している。

<sup>46</sup> Open Society Institute : OSI は、2000年5月の公聴会(セミナー)2回の費用負担、同年9月の公聴会(セミナー)4回の費用を CSSP と共同負担している。

<sup>47</sup> Civil Society Support and Strengthening Program : CSSP は、2000年9月の公聴会(セミナー)4回の費用を OSI と共同負担している。

<sup>48</sup> IBRA : Indonesian Bank Restructuring Agency は、事務所、電話、電気、水、警備費用を負担する。

設置	2000年2月の第9回支援国会合(CGI)での合意に基づき設置
目的	ガバナンス改革の推進と、ドナー・政府・NGO間相互の調整
活動資金	UNDPに創設された「パートナーシップガバナンス信託基金」(UNDP, 世銀, ADB, その他のドナーが拠出している <sup>49</sup> 。)
手続	インドネシア政府やNGO等が案件ごとにパートナーシップ事務局に申請 パートナーシップ執行委員会 <sup>50</sup> (Governing Board)が、その申請に基づき、活動方針の決定、基金による支援承認等を行っている。 前記の国家法制度委員会(NLC)や国家オンブズマン委員会などの政府関連機関も、パートナーシップから活動資金の一部を得ている。

#### 活動状況<sup>51</sup>

幾度もの政府機構の改変や職員の変更により、さほど進展しているとは言えない。2002年の活動目標(予算は約127,600米ドル<sup>52</sup>)は、運営委員会の設置、国家法制度委員会(NLC)の提案の採用検討、司法機関の監査等に対する市民参加への支援、毎月開催のドナー会議への支援などである。

これらを実現するには、政府の強固な意思と司法関係機関の関与が必要であるとして、2002年1月28日に警察長官、最高検察庁長官、最高裁長官、法務人権大臣、国家法制度委員会(NLC)長をメンバーとする会合(通称 Law Summit)が開催された。

### 3 その他の司法改革の動向

前述したインドネシア司法制度の問題点や司法改革の方針から明らかなように、1998年以降において、前記「第4の1(2)」の①～⑦に記載した改革を実施している。以下に掲げるものは、(1)及び(2)は前記と重複するが、その他に様々な計画がなされている状況にある。

#### (1) 商事特別法廷の設置

世銀報告書に基づいて、破産事件を中心とする司法制度を充実させなければ、国内企業も外国資本の企業も活動ができず、インドネシアの利益にならないという観点から、これらの事件を特別に扱うために設置されたものである。

現在は、ジャカルタなど合計5か所の地方裁判所に設置され、事件の迅速処理や汚職による機能不全を改善すべく、裁判官の待遇改善を念頭に置きつつ設置したようである。

#### (2) 下級裁判所の司法行政権の最高裁判所への移行

これは、司法の独立に問題があることから、その理由の一つとして司法行政権が法務人権省にあることに着目し、日本のように最高裁判所に司法行政権を統一的に与え、裁

<sup>49</sup> 日本は、2001年11月のCGI会合で400万米ドルの拠出を表明している。

<sup>50</sup> 執行委員会の構成は、インドネシア側からは政府関係者(ただし、個人の資格)及び市民社会(NGO、有識者等)、ドナー側からはUNDP、世銀、ADBの代表、主要ドナー国大使等(議長は、エルナ・ウィトラール前居住・地域開発大臣)。なお、執行委員会の審議状況や活動報告のため、パートナーシップのドナー会議が定期的(数か月に1回)に開催されている。

<sup>51</sup> この項の情報は、パートナーシップ事務局作成のペーパーStrategy For Legal/Judicial Reformによる。

判官の独立を制度的に確保する改革であり、2004年から実施されることになっている。

しかし、司法行政権を最高裁判所に統一する制度を構築したからといって、当然のように司法の独立、裁判官の独立が達成されるものではなく、これを運用する裁判官が自己の独立を守ると同時に、他の裁判官の独立を害さないという意識が必要である。

(3) 司法委員会(Judicial Commission<sup>53</sup>)の設置計画

これも司法の独立を確保するという方策の一つとして、司法委員会なる合議体を作り、裁判官の任免に関する事項を取り扱わせることによって、国会、行政府、その他の機関による影響力排除を目指すシステム作りであり、第3次憲法改正により規定された。

(4) 法曹の統一養成制度の検討

現在、インドネシアの法曹は、各機関が独自に採用、養成しているが、その質の向上及び統一化を図るために、将来的には日本の統一司法試験制度及び統一修習制度を採用すべきではないかという考えが出てきている。

(5) 反汚職委員会(Anti Corruption Commission)の設置計画

これは、現存組織である警察、検察にも汚職があり、法が適正に執行されていないという考えから、シンガポールや香港のように、汚職事件につき特別の委員会を設け、ここに捜査権や訴追権限を認めることを考えているものと思われる。

(6) 憲法裁判所の設置

これも第3次憲法改正において規定されているが、その実態は、未だ本格的に議論されておらず、これから中身をどのようにするかを検討しているような状況である。司法の独立と三権分立の調和を図る意味で、大陸法的発想から考えられたのであろう。なぜなら、英米法の考え方では、違憲立法審査権は最高裁判所を頂点とする裁判所にあるので、憲法裁判所の設置という発想にはならない。しかし、インドネシアでは、裁判所が違憲立法審査権を有すると立法機関の上に立つという考えがあると思われる。

#### 4 司法改革の動向に対する若干の疑問

世銀報告書の指摘する問題点と提言は的を射ているが、これを実行に移す段階になると、あるいは上記に掲げた動向を見ると、比較法的視野あるいは他国の経験に学ぶという方針の下に、パッチワークのような改革や改革案になっているという感じが否めない。

その例を挙げれば次のとおりとなる。

ア 商事特別法廷の設置について

破産事件等を専門に扱う特別裁判所の創設による紛争解決の迅速化を図ったものと思われるが(特定事件への集中と最高裁への不服申立てなど)、法曹一元という英米法系の

---

<sup>52</sup> パートナーシップはガバナンス全般を取り扱っており、司法分野に関する予算はその一部のみ。

<sup>53</sup> これと似た用語で、Judicial Commissionerの設置を提言するものもある。それによれば、裁判官の任用に関する問題ではなく、シンガポールなどのように多数の未済事件を解決する専門機関として最高裁判所内に設置し、最高裁判所判事の事件負担を軽減するという提言である。出典「Building Reliable Judiciary」(p. 81) by Mr. Budiman Soedarsono

発想では問題がなかったのであろう。大陸法系の裁判官はキャリア制度であり、特にインドネシアでは、法律で最高裁判事になる要件として地裁判事、高裁判事の経験を要求している。商事特別法廷の裁判官は、その専門性が継続的に活かせず、あるいは最高裁判事への昇進をあきらめる事態に陥るはずで、一部だけの手直しの危険を表している。

#### イ 司法の独立確保に関する方向性

下級裁判所に対する司法行政権は最高裁判所へ移行されるが、大陸法系では、司法行政権は法務省が有しているから、これも英米法系の発想に基づく改革であって、日本と同様である。一方で、同じく司法の独立を確保する方策として、司法委員会(Judicial Commission)を設置することになった。英米法系にも大陸法系にも同様の名前の委員会が存在するが、その人的構成は異なっている(タイでは委員は法律家だが、英米法系では議員も委員のメンバーとなる)。今後は、どの法体系の法律家がインドネシア司法委員会の設置に関する支援を行うかによって機能が左右されるであろう。

参考までに、ADBの司法改革担当はスウェーデンの法律家であるが、司法委員会の設置には賛成するが、司法行政権の最高裁への統一(英米法の発想)には否定的であった<sup>54</sup>。

#### ウ その他

法曹養成制度については日本の制度に着目し、反汚職委員会については香港やシンガポールの制度に着目するなど、他国で比較的機能している制度の採用を考えているようであるが、国情や制度の背景を考慮しているかについては疑問なしとしない。

例えば、日本の法曹養成制度は、戦前は判事と検事が同一資格と同一研修であり、弁護士は研修が別であったが、戦後に現在の統一養成制度となった。これは、英米法による影響により法曹一元制度(経験のある法律実務家から裁判官に任用する)を採用するかどうかの論議があり、結局、すぐには法曹一元制度を採用しないが、将来における法曹一元の採用に備えて、資格だけ統一する現行制度になったにすぎない。

このような事情はインドネシアの現状は全く異なると思うが、インドネシアが日本の制度を採用しても、資格が統一されるという形式的な点以外にどのような利点があるかについて、十分な検討が必要であろう。

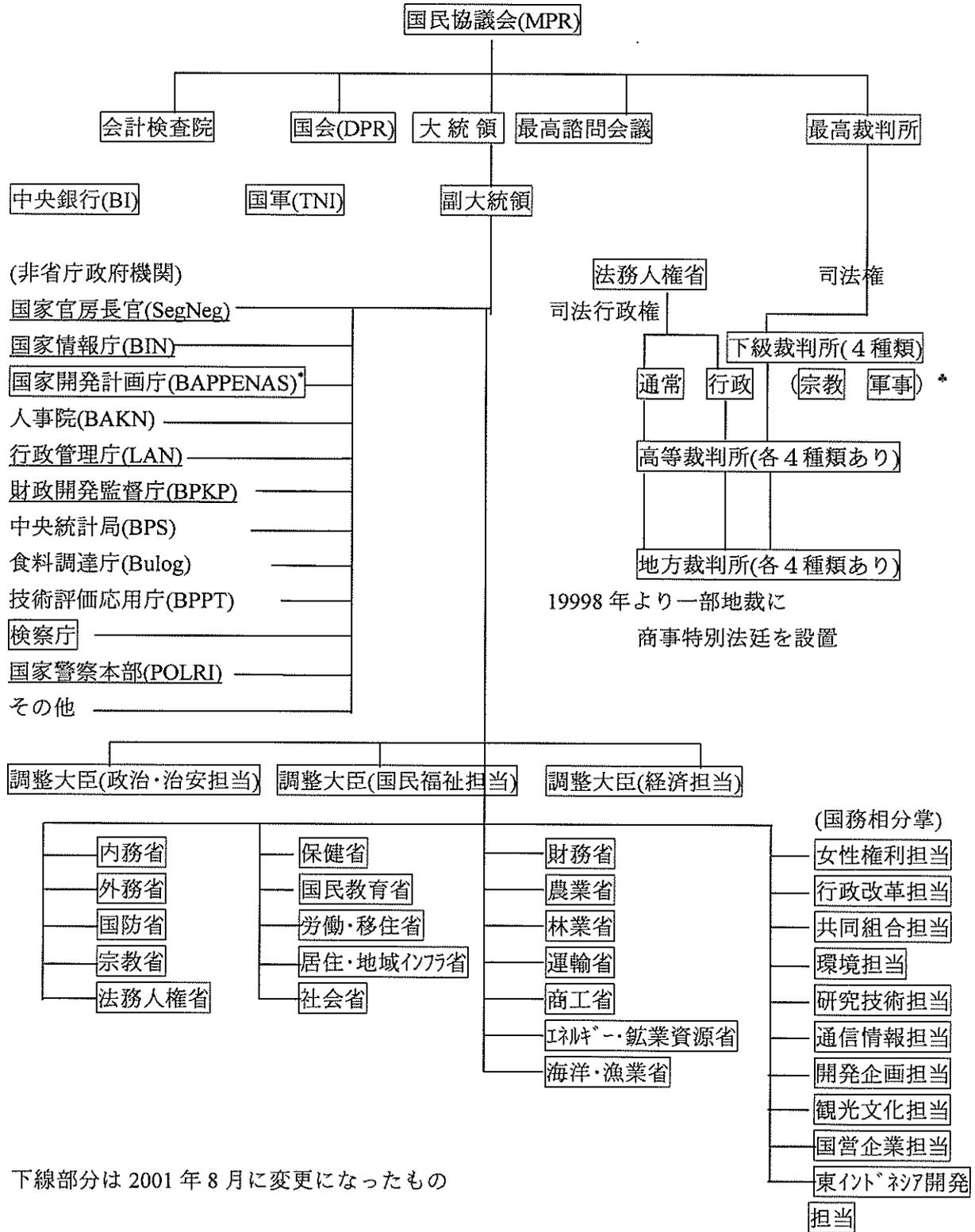
以上

---

<sup>54</sup> そもそも三権分立自体、英米法とフランス法では歴史的に考え方や背景が異なる。英米法では、司法の独立が最重要課題であり、違憲立法審査権が認められ、司法に対する立法や行政からの影響排除という形で議論される。フランス法では、歴史的に司法裁判所の権限が強すぎて、司法が立法や行政の権限を侵害していたため、三権分立は司法権の抑制(行政権や立法権を守る)という形で現れている。したがって、行政裁判所は、司法裁判所とは全く異なる系列の特別裁判所として設けられている。このような影響もあって、違憲立法審査権も司法裁判所とは別の憲法裁判所を設けるのが通常である。

図 1

インドネシアの国家統治機構図 (2001年8月現在)



\* インドネシアの援助受入窓口機関である。

\* 宗教裁判所の司法行政権は宗教省に、軍事裁判所の司法行政権については国防省にそれぞれ属している。

## 第4回日韓パートナーシップ研修実施報告

法務総合研究所国際協力部

本研修主任教官 黒川裕正

### 1. はじめに

本年度も昨年度に引き続き、財団法人国際民商事法センターの御支援をいただき、平成14年6月10日(月)から同月21日(木)まで及び同年10月14日(月)から10月24日(木)までの間、韓国大法院法院公務員教育院と共同して「第4回日韓パートナーシップ研修」を実施しました。

この研修では、これまで、日本の法務省・法務局に勤務する職員と韓国の大法院・地方法院(裁判所)に勤務する職員が同数参加して、それぞれが共通に所掌する登記業務に関して相互に意見を交換し、あるいは講義を聴いたり、登記所見学などを行ってきました。

本年度も、研修のスタイルは基本的に変わりませんが、最高裁の御理解と御協力を得て、日本側の研修員に裁判所書記官(今回は、最高裁の民事局から参加していただきました)を加え、「不動産登記制度及びこれに関連する不動産執行実務に関する諸問題」を個別テーマとして実施しました。

また、この研修の特色の一つは、「日本セッション」と「韓国セッション」という2部構成になっていることです。今回は、6月に「韓国セッション」を韓国京畿道高陽市所在の法院公務員教育院において、10月に「日本セッション」を法務総合研究所においてそれぞれ開催し、日韓両国から各5名の研修員が両セッションに参加しました。

### 2. 韓国の不動産登記、不動産執行制度の動き

平成14年度における韓国の不動産登記、不動産執行制度の主な動きとしては、以下の2点が挙げられると思います。

- ① 登記のコンピュータ化が2002年9月に完了したこと
- ② 民事訴訟法から強制執行編が分離され、条項が改正・追加されてできた民事執行法(2002年1月26日法律第6627号)が2002年7月1日に施行されたこと  
(参考)

①については、小林久起「登記電算化完了」月刊登記情報493(2002

年12月号)74頁,②については,金岸均「韓・日民事執行法上の主要問題と論点の比較－韓国の新しい民事執行法の制定およびその内容と関連して－」竹下守夫先生古稀記念「権利実現過程の基本構造」2002年6月30日発行115頁以下も御参照ください。

### 3. 日韓パートナーシップ研修の具体的実施

前述のとおり,本研修は,「日本セッション」と「韓国セッション」から構成されており,以下,その内容を簡単に御紹介します。

#### (1)韓国セッション

##### 研修初日(6月10日)

渡韓に先立ち,日本研修員は,事前準備のため,いったん法務総合研究所に集合し,日本研修員のみによる実務研究会を実施しました。

##### 合同研修前日(6月11日)

日本研修員は,合同研修前日に韓国に到着し,京畿道高陽市にある法院公務員教育院の寄宿寮に宿泊しました。

##### 合同研修期間中(6月12日～6月19日)

###### 「講義」

今回の韓国セッションにおいては,次の二つの講座が設けられました。

1. 韓国の不動産登記制度の現在と展望(大法院法院行政處登記課 高大榮課長)
2. 各国の不動産登記制度(成均館大学校法科大学 高翔龍 教授)

まず,高大榮課長による講義では,主に以下のような説明がありました。

(1) 第一次登記業務電算化事業においては,2002年1月からインターネットによる登記簿閲覧制度を開始しており,2002年5月現在で213登記所中179登記所で電算化が完了し,2002年9月にはすべての登記所で電算化が完了する予定であること(なお,9月に完了した旨,10月の日本セッションで韓国研修員に確認しました。)

(2) 第二次登記業務電算化事業(2002年10月～2008年12月)では,インターネ

ットを利用した登記簿謄本発給及び登記申請を実現させる計画であること。  
また、高翔龍教授からは、韓国、日本は大陸法系でありながら、フランスやドイツとは違って、土地と建物を別の不動産として取り扱っていることについての説明や、韓国では、ドイツと同様に、登記が不動産物権変動の効力発生要件となっているにもかかわらず、ドイツとは異なって公信力を認めていないが、その理由が立法資料などからも明らかでないことなどの説明がありました。

#### 「実務研究」

「韓国セッション」においては、日本研修員が課題を提起しました。

日本研修員からは、仮登記をめぐる問題などが課題として提起され、研修員同士で活発な質疑や議論がなされました。

#### 「見学」

韓国セッションにおいては、大法院（法制局登記課，大法廷，小法廷，法院図書館，資料展示室）を見学し、また、ソウル地方法院登記課（不動産登記所）を訪問しました。不動産登記簿謄本無人自動発給機（7台）・商業法人登記簿謄本無人自動発給機（9台）や印鑑証明書無人自動発給機（3台）が設置されているのを実際に見て、日本研修員は、登記行政サービスにおいて韓国は相当進歩している面があることを実感していました。

また、総合民願室（民事訴訟や民事執行などの受付窓口）の室長の案内で、民事課（日本で言えば民事通常部の書記官室），供託・令状課，民事執行課，破産課，執行官室，家庭法院調査官室，戸籍課も見学しました。

#### 「課外」

韓国研修員が日本研修員を招待して夕食を共にしたり、お返しに日本研修員が韓国研修員を招待するなどして、お互いに親交を深めていました。

#### 座談会（6月21日）

帰国後、日本研修員、当所幹部及び財団法人国際民商事法センター理事長、事務局による報告を兼ねた座談会を実施しました。

各研修員からは、実務研究の成果、韓国の登記実務や裁判所実務についての印

象などについて発表がありました。感想の多くは、韓国における登記事務のコンピュータ化の進展などを目の当たりにして、大いに刺激を受けたとの趣旨のものでした。



平成14年6月18日（火） 韓国教育院（正面玄関前）にて

- \* 前列は、左端から、5名が韓国の研修員、事務局長、教育院長、大法院等との協議のため出張中の法務省民事局総務課長、日本の研修員5名  
後列左端から7番目が筆者、右隣が法総研職員、他は韓国教育院職員及び通訳

## (2) 日本セッション

### 研修前日（10月14日）

研修の開始前日、日本研修員は、東京・神戸・函館の各地から法務省浦安総合センター（千葉県浦安市）に集合し、寄宿寮に入寮しました。

### 研修初日（10月15日）

日本研修員のみによる実務研究会を実施しました。

韓国研修員は、この日、ソウル・釜山から仁川空港を経て来日し、日本研修員

と同様に浦安総合センター寄宿寮に入寮しました。

その後、日韓両国の研修員が参加する本研修（以下「合同研修」という。）の開始に先立ち、オリエンテーションを実施しました。

#### 合同研修期間中（10月16日～24日）

##### 「講義」

日韓パートナーシップ研修は、「講義」・「実務研究」・「見学」から構成されていますが、まず、講義として、次の2つの講座を設けました。

1. 日本の不動産登記制度とこれをめぐる最近の動向（法務省民事局 河合芳光局付）
2. 不動産執行制度について（最高裁判所事務総局民事局 佐藤満審査官）

##### 「講演」

（財）国際民商事法センター・法務総合研究所共催、最高裁判所事務総局、法務省民事局後援による「日韓比較不動産担保法制」の講演会を実施しました。講演会の進行については、①弁護士、前東海大学教授（元法務省民事局参事官）の浦野雄幸先生による日本の不動産担保法制についての講演、②大韓民国大法院ソウル高等法院部長判事兼法院行政處企画調整室長の金滉植先生による韓国の不動産担保法制についての講演、③質疑と討論という3部構成で行いました。また、現在日本で行われている担保・執行法制の見直しについて立法担当者である法務省民事局の小粥太郎局付から、見直し作業の全体像についての紹介がありました。

講演内容の詳細については、おってICD NEWS（法務省法務総合研究所国際協力部報）に掲載する予定です。

##### （補足）

韓国民事執行法（2002年1月26日法律第6627号 同年7月1日施行）の主な内容  
～ 金滉植室長のレジュメより抜粋

##### (1) 抗告制度の改善－濫抗告の防止－

売却許可決定に対する抗告の時、抗告人は売却代金の10分の1に当たる金銭、又は有価証券を供託

抗告理由書の提出、抗告法院は抗告理由のみに関して調査

##### (2) 競落人の権利保護

売却不動産の引渡命令の対象を権原のないすべての占有者に拡大  
売却代金の支給制限制度を導入

(3) 公告制度の改善

不動産売却期日の公告などの公告を法院掲示板で掲示，官報・公報又は新聞に掲載，電子通信媒体を利用した公告の中で選択インターネットなどの情報通信技術の発展，社会経済的状況の変化に弾力的に対応

(4) 配当要求の終期を最初の売却期日以前にまで早める

(5) 期間入札制，1期日2回入札制の導入

(6) 一括売却の拡大

「実務研究」

実務研究とは，各研修員が日頃疑問に感じ，問題意識を持っている事項を実務研究課題として提出し，それを研修員全員で討議・検討する研修方式です。

課題の提起は，「日本セッション」においては韓国研修員が，「韓国セッション」においては日本研修員が，それぞれ行うこととしています。

今回の「日本セッション」では，韓国研修員から，「共有持分に対し用益権の設定登記をできるか」などが課題として提起され，活発な質疑や討議がなされました。

本研修では，この実務研究が特徴的ですので，ここで出た議論の一部を御紹介します。

○ 「共有持分に対し用益権の設定登記をできるか」という検討課題をめぐる議論

	韓国	日本
不動産の共有持分への用益権設定	不可能	不可能
不動産の共有持分への用益権設定登記	不可能	不可能
不動産の一部への用益権設定	可能	可能
不動産の一部への用益権設定登記	可能	不可能

韓国側からは、「日本では、不動産の一部への用益権設定は、契約上は『可能』なのに、登記は『不可能』ということである（表の右下）が、それは、実体法上認められていることを手続法が認めていないということであり、問題があるのではないか。」との指摘がありました。

- 「不動産競売手続における住宅賃借人の地位に関して」という検討課題をめぐる議論

（韓国における建物の利用権）

	保証金 伝賃金	賃料	敷地から の弁済権	登記の要 否
1. 物権的伝賃権	○	×	×	○
2. 債権的伝賃権	○	×	○	×
3. 賃借権	○	○	○	×

この表は、実務研究において、日本の研修員が中心となってホワイトボードにかいて確認したものです。

伝賃（チョン）権には、物権的なものと、債権的なものがあります。

物権的伝賃権は、民法で保護され、債権的伝賃権は、住宅賃貸借保護法で保護されます（ただし、事業用建物は除く）。

表中3の賃借権は、月賃（ウォル）と呼ばれます。

韓国の研修員からは、「韓国では、物権的伝賃権については、登記しているにもかかわらず、競売時に敷地からの弁済を受けられないのに、債権的伝賃権については、登記していない場合でも、競売時に敷地からの弁済を受けられるので、矛盾しているように思う。」との問題提起がありました。

ただ、日本では、そもそも、伝賃権のような制度がなく、また、賃借人は配当を受けることができないため、韓国で生じているような問題が生じなかったことから、問題の解決策を提案することは難しかったというのが実情です。

逆に、韓国のように賃借人に配当金からの優先弁済権を認める制度は、示唆に富むものであったと言えると思います。

「見学」

今回の「日本セッション」においては、最高裁判所、東京地方裁判所、民事執行センター、東京法務局を見学しました。

## 課外

本研修においても、他の国際研修と同様に、日本研修員が韓国研修員と共に寄宿寮に宿泊することとしてます。これにより、朝夕の霞が関・浦安間の往復の通所も韓国研修員と共にすることが可能となり、復路は、夕食を共にするなど相互の融和のために有効であったようです。

また、休日には、日本研修員が鎌倉や東京を案内するなどして積極的に親睦を図っていました。

## 4. 評価及び次回の方向性

本研修は、昨年度に引き続き、成功裏に終えることができたものと思います。これも、関係機関、特に財団法人国際民商事法センターの御支援に大きく負っているところです。本研修を一層発展させ、日本と韓国との法律面における新しいパートナーシップの形成に貢献していきたいと考えております。



平成14年10月21日（月） 講演会会場（法曹会館・高砂の間）にて



平成15年10月22日（火） 修了式会場（法曹会館・富士の間）にて

\*前列は、左から4人目（中央）が韓国の金滉植室長，その左隣が財団の金子事務局長。  
他の5名は韓国の研修員。

後列は、左から4人目が韓国の教授，右から3人目が韓国大使館の權純豪領事，その  
左隣が筆者。他の5名は日本の研修員。

## 日韓の物権法，不動産登記制度に関する主な相違点

平成 15 年 3 月

法務省法務総合研究所国際協力部

	日 本	韓 国
1. 不動産登記の効力	不動産物権変動の対抗要件 (民法第 177 条)	不動産物権変動の効力発生要件 (民法第 186 条) ※ 韓国でも、登記に公信力は認められていない（日本と同様）。
2. 登記所	不動産に関する登記事務は、法務省（行政機関）の地方支分部局である法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所として取り扱うこととされている（不動産登記法第 8 条第 1 項）。	不動産に関する登記事務は、地方法院（日本では地方裁判所に相当）とその支院が管掌し、さらに、地方支院は登記事務の一部を処理させるために「登記所」という名称の官署を置くことができる（法院組織法第 3 条第 2 項）。 そして、これらの地方法院、支院及び登記所の名称を付された官署が、不動産登記法上の登記所と位置付けられている（不動産登記法第 7 条第 1 項）。
3. 表示登記制度	不動産登記は、表示に関する登記と権利に関する登記に大別される。 前者の登記は、不動産の物理的現況を登記簿の表題部や地図などによって公示するものであり、後者の登記は、不動産の権利関係を登記簿で公示するためのものである。 いずれも登記所が所管している。	登記所で所管しているのは、基本的には、権利に関する登記のみである。 表示に関する登記事務については、各地方自治体で保有する台帳事務がその主な役目を果たしている。 登記所では、表題部への登記は台帳事務を基礎として行われており、地図は保有していない。
4. 不動産登記手数料	不動産登記申請（例：所有権移転登記申請）の際には、手数料の納付を要しない（登録免許税の納付は必要）。	不動産登記申請の際には、登録税の納付のほか、手数料の納付を要する。 この制度は、コンピュータ化及び登記所の新改築に必要な財源を確保すべく導入された制度であると言われている。
5. 登記申請義務	権利に関する登記については、申請義務はない。	未登記のまま短期間に転売を繰り返すことによって不動産価格が暴騰するのを防ぐため、一定の場合に、登記申請を義務付けている（不動産登記特別措置法第 2 条）。

## 【補足】その他の相違点

- (1) 伝賃（チョンセ）権（「伝賃金」といういわば一時金を家主に支払えば一定期間、当該建物に居住できるもの）という韓国特有の物権が登記する権利とされている。
- (2) 不動産登記用登録番号制度が韓国には存在する。
- (3) 韓国では、「契約」を原因とした所有権移転登記では、市長等の検印を受けた契約書を登記申請書に添付しなければならない。
- (4) 日本にはある保証書制度（権利証が滅失した場合の制度。保証書は権利証に代わるもの。）が韓国では廃止され、法務士（日本の司法書士に相当）による確認制度が導入されている。
- (5) 韓国では、日本よりも早く登記簿のコンピュータ化が完了（2002 年 9 月）した。

## 《参考文献》

「日韓法制比較解説—物権・登記法—」

法務省法務総合研究所室長研究官・亀田哲著 日本加除出版株式会社発行



発行日：平成15年3月26日

発行者：財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833

ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

E-MAIL アドレス [icclc-sa@js5.so-net.ne.jp](mailto:icclc-sa@js5.so-net.ne.jp)